

JIS

アセットマネジメントー 概要，原則及び用語

JIS Q 55000 : 2017
(ISO 55000 : 2014)
(JSA)

平成 29 年 8 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	東京大学
(委員)	伊 藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	宇 治 公 隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	中 村 一	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	槇 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣，国土交通大臣 制定：平成 29.8.25

官 報 公 示：平成 29.8.25

原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] 又は国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
0 序文	1
0.1 目的	1
0.2 他の規格との関係	1
0.3 対象とする規格利用者	1
0.4 規格の便益	1
1 適用範囲	2
2 アセットマネジメント	2
2.1 一般	2
2.2 アセットマネジメントの便益	2
2.3 アセット	3
2.4 アセットマネジメントの概要	3
2.5 アセットマネジメントシステムの概要	5
2.6 統合マネジメントシステムのアプローチ	10
3 用語及び定義	11
3.1 一般用語	11
3.2 アセットに関連する用語	14
3.3 アセットマネジメントに関連する用語	15
3.4 アセットマネジメントシステムに関連する用語	16
附属書 A (参考) アセットマネジメントの活動に関する情報	18
附属書 B (参考) アセットマネジメントシステムの重要な要素間の関係	19
参考文献	20
解 説	22
索 引	27

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣及び国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣、国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

アセットマネジメント—概要，原則及び用語

Asset management—Overview, principles and terminology

0 序文

この規格は、2014年に第1版として発行されたISO 55000を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

0.1 目的

この規格は、アセットマネジメント及びアセットマネジメントシステム（アセットのマネジメントのためのマネジメントシステム）の概要を示すものである。また、この規格は、JIS Q 55001及びJIS Q 55002のための背景を示すものでもある。

これらの規格の準備における国際的な協力によって、できるだけ幅広い文化の範囲にわたり、できるだけ幅広い組織の範囲において、できるだけ幅広いアセットの範囲に適用可能な共通の実践を特定した。

0.2 他の規格との関係

JIS Q 55001、JIS Q 55002及びこの規格は、アセットマネジメントのためのマネジメントシステムに関連するものであり、それは、これら三つの規格を通じて“アセットマネジメントシステム”と呼称される。

JIS Q 55001、JIS Q 55002及びこの規格は、あらゆる関連する業種又はアセットタイプに特有のアセットマネジメント規格及び技術仕様と組み合わせて使用することができる。JIS Q 55001は、アセットマネジメントシステムのための要求事項を規定する。他方、業種、アセット若しくは活動に特有の技術的な要求事項を規定し、又はJIS Q 55001が特定の業種内において、若しくは特定のアセットタイプに対して、どのように解釈し、適用することが望ましいかの指針を与える規格もある。

0.3 対象とする規格利用者

この規格は、主に次の人々による使用を意図している。

- アセットからの組織の価値の実現化をどのように改善するかを検討する人々
- アセットマネジメントシステムの確立、実施、維持及び改善に従事する人々
- サービス提供者とともに、アセットマネジメントの活動の計画策定、設計、実施及びレビューに従事する人々

0.4 規格の便益

JIS Q 55001、JIS Q 55002及びこの規格を適用することによって、アセットの効果的かつ効率的なマネジメントを通じて、組織はその目標を達成し得る。アセットマネジメントシステムを適用することは、それらの目標が時間を超えて、一貫して持続的に達成され得ることを保証する。

附属書Aは、アセットマネジメントの活動に関連する領域の追加的な情報を示す。

附属書Bは、アセットマネジメントシステムの重要な要素間の関係を示す。